

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外役員を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当ありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の限度額を決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、株主総会決議（※1）の限度内で、各取締役が担う役割、責任及び成果に応じて、「指名・報酬等ガバナンス協議会」（※2）による審議・答申を経たのち、取締役会において決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会決議の限度内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

（※1）2017年6月29日開催の第148期定時株主総会において以下のとおり決議

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内とする。

②監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とする。

③上記報酬等の上限額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入する。当行が拠出する金銭の上限は、連続する3事業年度を対象として合計300百万円であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付等が行われる株式の総数は、3事業年度で上限6.6万株（2018年10月1日株式併合後）とする。

（※2）指名・報酬等ガバナンス協議会

取締役会の諮問機関として、取締役候補者の指名及び取締役の解任、代表取締役の指名・解職、監査等委員ではない取締役の報酬等、及びその他ガバナンス及び経営上の重要な事項に関する審議を行う任意の委員会。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2020年4月～2021年3月)
取締役会（百十四銀行）	2回

報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりであります。

- ・ 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬（役員報酬B I P 信託）」を主な構成要素とする。
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、取締役会において、各取締役が担う役割、責任及び成果に応じた適切かつ公正な体系のもと決定する。
- ・ 役位別、個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等における「基本報酬」、「賞与」、「業績連動型株式報酬」の割合は、各取締役に企業価値向上へのインセンティブが働くよう配慮して決定する。
- ・ 「基本報酬」については、経営環境や経営状況を踏まえ、取締役会において役位別支給額を定め、毎月支給する。
- ・ 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の客観性及び透明性を高めるため、委員の過半数を独立社外取締役に構成し、互選により選出された独立社外取締役が委員長を務める「指名・報酬等ガバナンス協議会」（以下「協議会」という。）に諮問し、「協議会」は以下に定める事項につき審議のうえ取締役会に答申する。
 - (1) 役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の算定方法の妥当性
 - (2) 役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬の構成割合の妥当性
 - (3) 役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の妥当性
 - (4) 取締役の報酬制度全般に関する適切性
 - (5) その他
- ・ 取締役会は答申の内容を尊重するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等が全体としてバランスが取れたものであることに留意し決定を行う。
- ・ 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等についての意見を述べるができる。

個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に当たっては、「協議会」が決定方針に基づき上記のような多角的な検討を行い答申しており、取締役会もその答申を尊重していることから報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、経営に対する独立性を重視するため、職責が反映された基本報酬のみとし、報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

（当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動に関する事項）

（1）業績連動報酬等に関する事項

「賞与」については、単年度の業績に対する取締役の責任を明確にするため、あらかじめ取締役会で親会社株主に帰属する当期純利益（以下「連結当期純利益」という。）の達成状況により0%～130%の比率で変動する役位別支給額を定めております。個人別の「賞与」額は、業績の確定後、役位別支給額に各取締役の通年評価等を加味して取締役会で決定し年1回支給しております。

・ 「賞与」に係る指標の目標及び実績

「賞与」に係る指標としている連結当期純利益は25億円の実績を計上しております。なお、2020年5月15日に公表した2021年3月期の連結当期純利益の予想値は40億円でした。

（2）非金銭報酬等に関する事項

「業績連動型株式報酬」については、中長期的な業績と報酬等との連動性を明確にするため、あらかじめ取締役会で中期経営計画を踏まえた連結当期純利益等の業績目標の達成状況により0%～150%の比率で変動する役位別ポイントの算定方法を決定しております。ポイントは毎年付与し、取締役在任中の累積ポイントに基づき、原則として取締役退任後に株式及び株式を一部現金化して支給しております。

・ 「業績連動型株式報酬」に係る指標の目標及び実績

「業績連動型株式報酬」に係る主な指標としている連結当期純利益は25億円の実績を計上しております。

なお、2020年5月15日に公表した2021年3月期の連結当期純利益の予想値は40億円でした。

また、中期経営計画における連結当期純利益の目標は60億円以上（最終年度である2022年度目標）であります。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額（百万円）					
		固定報酬の総額		変動報酬の総額			
			基本報酬		賞与	業績連動型 株式報酬 (非金銭報酬)	
対象役員 (除く社外役員)	10人	281	217	217	63	20	42

(注) 1. 株式報酬は役員報酬B I P 信託制度による報酬であります。

2. 変動報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬42百万円が含まれております。

3. 支払いが繰延べられている報酬の残高は、株式報酬型ストックオプション41百万円、役員報酬B I P 信託123百万円であります。

4. 支払いが繰延べられていた報酬のうち、当事業年度に支払われた額は一百万円であります。

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。